

香	八
共	二
費	五
本	五
部	五
納	五
入	五
家	四
園	五
費	五
台	三
計	四
	五
	五
	五

地區確立に關する件

本願高によつて農利割之の弊は甚をひそめた有様であるが、地主の土地私有による高平小作人の收奪が行はれる以上、小作人の窮乏は拭ひ去られることが出来ず従つて地主小作人の階級闘争は決して斷つことの出来るものでない。殊に小作年賦は毎年増大し然かも地主の土地取上げが最も多いのであるが地主の土地取上の

攻撃の力に對して、吾々が土地を守り彼地主共を撃退し得るものは組織的な大衆行爲以外にないのである。即ちその大衆行爲は地區の支部全体が闘争に起程することか重要である。そのためには連絡協会の機關として地區委員會が先づ確立されねばならぬ。亦地區の確立は單に、大衆闘争の場合にのみ必要とするものでなく指導部としての聯合會に彈壓が下された際に於ても、且ちに地區委員會は地區内支部の闘争の指導本部再建闘争を起す役割をも果たすものでなければならぬ。期かる意味に於て地區確立に關して再三論議されて来たが、福岡早良地區を除いて未だ地區の確立をみるに至つてゐない。然らば何故地區確立が放任せられて来たかそれは經費、人の點等に於いての行儀も理由とされる所であらうか、在支部組合員間に地區確立の不安性の不徹底が地區確立促進の障害となつてゐることを信ずる。故に單に地區確立について